

〔事案 28-328〕 新契約無効請求

・平成 29 年 8 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

皮膚・皮下腫瘍摘出術を受け、給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除されたことから、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 27 年 6 月に契約した生存給付保険を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人と協議の上で、通常告知書扱いでよい保険を診査医扱いとして告知したのに、後になって一方的に告知義務違反とのことで契約を解除された。
- (2) 複数の疾病（疾病①・②）に関する入院歴について診査医に相談したところ、「入院していたのが消化器外科なら疾病①でよい」という回答だったので、そのように告知した。
- (3) 営業所長と電話したことはあったが、数か月間は自分が契約解除されていることを知らされていなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人は、産婦人科の疾病②による受療事実を告知しておらず、仮に当該受療事実を正しく告知されていれば、本契約を同条件で引き受けることはなかった。
- (2) 嘱託医が疾病②について告知を受けていた事実は確認されていない。
- (3) 契約解除については、営業所長から申立人に電話で伝えている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時および保険会社による契約解除時の事情を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効は認められないが、以下等の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人が、診査医に対し、疾病②に関する告知をしていた可能性が高く、告知義務違反があったかどうかについて相当の疑問がある。
- (2) 保険会社が、解除原因を知った日から 1 か月を経過する前に解除の意思表示をしたとは認められず、告知義務違反による解除は無効である。